

(一社) 蔵王町観光物産協会足湯設備の貸出規程

- 1 一般社団法人蔵王町観光物産協会（以下「協会」という。）が所有する足湯の設備を借用しようとするものは、事前に「足湯借用申請書」を提出して観光物産協会長の許可を受けること。
- 2 貸し出しは有料とし、借受者が協会会員であるか協会会員外であるかの区分により、次のとおり貸出日数に応じた使用料を納付しなければならない。
 - (1) 協会会員 5,000 円/日
 - (2) 協会会員外 7,000 円/日
- 3 貸出日数の上限は7日間とする。
- 4 使用料は、足湯設備借り受けの際、又はそれ以前に蔵王町観光案内所に納付すること。
- 5 足湯設置に際しては、事前に管轄保健所に対し温泉法第15条第1項の規定による「温泉利用許可申請」を行い、許可を受けること。
- 6 足湯設備の搬入・搬出は借受者が行うこと。なお、足湯設備には、貯湯タンクは含まれないので、必要に応じて借受者が準備すること。
- 7 足湯設備は、蔵王町役場東隣の「東庁舎」大ホール内に保管しているので、そこから搬入するとともに、返却の際は事前に協会事務局に連絡のうえ、必ず設備の状態確認を受けること。
- 8 借受者のイベント等において足湯の設備を毀損（きそん）した場合は、借受者の責任において修繕又は弁償すること。

○足湯設備貸出規程の施行日 平成27年7月1日

○足湯設備貸出規程の施行日 平成28年4月1日

決 裁	会 長	事務局長	事務局次長	係 長	主 事	事務局員 等

平成 年 月 日

一般社団法人

蔵王町観光物産協会会長 殿

申請者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

足 湯 借 用 申 請 書

下記のとおり貴協会所有の足湯を借用したいので、お貸し下さるよう申請します。

記

借 用 物 品	足湯設備 一式
借 用 期 間 (最長7日間)	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで _____ 日間
使 用 目 的	
使 用 料	①協会会員 5,000 円/日 _____ 円 ②協会会員外 7,000 円/日 _____ 円

処 理	年 月 日	許可の有無 有 ・ 無
-----	-------	----------------

